

答 申 書

香芝市教育委員会 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会
会長 金谷重樹

令和 5 年 1 2 月 5 日付け香教総第〇〇〇号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第 1 請求の趣旨

香芝市教育委員会は、審査請求人による令和 5 年 8 月 9 日付けの開示請求
の請求対象行政文書のうち、令和 5 年 8 月 1 7 日付け香教総第〇〇号でした
処分が開示したものを除く、その余の行政文書を開示せよ。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
に対し、香芝市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、「今年
3 月市議会に提案された「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針」を
論議、決定した香芝市教育委員会 会議録」（以下「本件行政文書」という。）
の開示を請求したところ、教育委員会が令和 5 年 2 月 1 5 日に開催された
「令和 5 年第 2 回香芝市教育委員会会議（2 月定例）」の会議録（以下「2
月会議録」という。）のうち秘密会とされた部分の会議録（以下「2 月会議
録秘密会部分」という。）を開示した（以下「本件処分」という。）ので、
審査請求人が、2 月会議録秘密会部分以外の本件行政文書が存在するとし

て、行政不服審査法に基づき、2月会議録秘密会部分を除く本件行政文書の開示を求めるものである。なお、2月会議録のうち秘密会部分を除く部分については教育委員会のホームページで公開されており、本件行政文書に当たらない。

2 前提事実等

教育委員会は令和5年2月15日に開催された「令和5年第2回香芝市教育委員会会議（2月定例）」において「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の策定について」と題する議案を可決して「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、同方針を同年の3月議会に提案した。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分時において2月会議録以外の本件行政文書が存在したかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

（教育委員会）

2月会議録秘密会部分以外の本件行政文書は存在しない。

（審査請求人）

ア 香芝市学校施設の再編等に関する基本方針は実質審議もなくなぜこんなにも急いで決めたのか意思決定過程の分からない会議録である。したがって更に意思決定過程の読み取れる会議録の開示を求める。

イ 基本方針は令和5年から9年の間に関屋小学校を仮称香芝西小学校とするとしているが、これは今後10年から15年程度は現在の校舎を利用したいとした令和4年3月議会での教育長の答弁と異なるものである。このように急ぐ隠された理由を記録した会議録の開示を求める。

ウ 本件処分で開示された会議録では、なぜ関屋小学校の移転が必要か、鎌田、志都美小学校の統廃合が必要かということが見えない。

第4 当審査会の判断

まず、条例に基づく行政公文書の開示請求に対する当該対象行政文書が存在しないとする決定に対してする審査請求においては、審査請求人は当該対象行政文書が存在することを主張しなければならず、またその主張は当該対象行政文書が条例上の行政文書として作成又は取得され、かつ、不存在とす

る決定がされた時に条例の定める実施機関が当該対象行政文書を保有していた事実を推認することができる事実を摘示する責任を負う。(立証責任については、最高裁平成26年7月14日判決(集民第247号63頁)を参照)これを本件についてみると、審査請求人はその主張において、本件処分によって開示された2月会議録秘密会部分以外に本件行政文書が存在することを推認させる事実を適示するところがない。そうすると、本件行政文書が存在しないことを理由とした本件処分に違法又は不当があるとする審査請求人の主張は採用することができない。以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。